個別工事下請契約約款

(総則)

第1条　発注者と受注者は、発注者と元発注者との契約にかかる工事(以下「元請工事」という。)を完成するため、元請工事の一部について、様式第一による注文書(以下単に「注文書」という。)、様式第二による注文請書(以下単に「注文請書」という。)に定めるもののほか、この個別工事下請契約約款(以下「約款」という。)に基づき、図面、仕様書その他の図書(これらを「設計図書」という。以下同じ。)及び発注者の定める見積仕様書に従い、おのおの対等の立場に立って誠実に契約を履行する。

(2)　注文書、注文請書、設計図書及び見積仕様書に特別の定めのない事項は、すべてこの約款に定めるところによる。

(請負代金内訳書及び工程表)

第2条　請負代金内訳書(見積書)には、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に係る法定福利費を明示するものとする。

(2)　受注者は、発注者の請求があった時は、設計図書に基づく工事計画書及び工程表を作成し、契約締結後速やかに発注者に提出する。

(関連工事との調整)

第3条　発注者は、元請工事(発注者と元発注者との間の請負契約による工事をいう。)を円滑に完成するため、契約書記載の工事と施工上関連ある工事(以下「関連工事」という。)との調整を図り、必要がある場合は、受注者に対して指示を行う。この場合においてこの工事の内容を変更し、又は工事の全部若しくは一部の施工を一時中止したときは発注者と受注者とが協議して工期又は請負金額を変更できる。

(2)　受注者は関連工事の施工者と緊密に連絡協調を図り、工事の円滑な完成に協力する。

(法令等遵守の義務)

第4条　発注者及び受注者は、工事を施工するにあたって、建設業法、その他工事の施工、労働者の使用等に関する法令及びこれらの法令に基づく監督官公庁の行政指導を遵守する。

(2)　発注者は、受注者に対し前項に規定する法令及びこれらの法令に基づく監督官公庁の行政指導に基づき必要な指示、指導を行い、受注者はこれに従う。

(3)　受注者は、工事を施工するにあたって、再下請負人(二次以下の再下請負がなされたときは、その再下請負人を含む。以下これらをまとめて、「再下請負人」という。)に、法令及び行政指導並びに発注者の指示、指導を遵守させなければならない。

(4)　発注者が、再下請負人に法令等違反の事実があることを認め、これを是正させるよう求めたときは、受注者は直ちに再下請負人にこれを是正させなければならない。

(5)　再下請負人が工事の施工上第三者に対して損害を与えるか、または第三者との間に紛争が生じたときは、受注者の責によりこれを解決するものとし、それに要した費用は原則として受注者及び再下請負人の負担とする。

(秘密情報の保持)

第5条　受注者は、元発注者及び発注者の企業秘密並びに本契約の履行によって知り得た情報、知識、工法、技術又は営業上の秘密の一切(以下これらの情報を「秘密情報」という)を、本契約の継続中は勿論、終了後であっても他に漏らしてはならない。

(2)　受注者は、発注者が開示した秘密情報(口頭、書面又は電子情報等、記録形態を問わない)を善良な管理者の注意をもって秘密として保持し、発注者の事前の書面による承認を得ることなく、目的の範囲外に利用し、又は第三者に開示、漏洩してはならない。

(3)　受注者は、秘密情報を、工事の見積検討及び工事契約の履行をするうえで知る必要のある受注者の役員もしくは従業員以外の役員、従業員に開示してはならない。

(4)　受注者は、発注者から開示された秘密情報を目的の範囲内において複製することができるものとし、複製した情報についても本条に従い取り扱わなければならない。

(5)　工事が完成した場合、又は発注者から要求された場合は、秘密情報が記載された書面、記録媒体及びその複製物を発注者に返還するか、発注者の指示に従い完全に廃棄するものとする。

(6)　受注者が工事の全部又は一部を第三者に委任し、又は、請け負わせた場合は、かかる第三者に受注者と同様の守秘義務を課したうえで、開示できるものとする。

(コンピューター及び電磁的記録に関する措置の取り扱い)

第6条　受注者は、前条に定める義務を遵守することに加え、工事に関連する情報を取り扱う電子機器(同種電子機器、外部記憶装置及びその他周辺機器を含む。以下「対象コンピューター」という)及び電磁的記録については、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

一　対象コンピューター等は、受注者の管理下にあるコンピューターを使用し、個人的に所有するものを使用してはならない。

二　対象コンピューター等には、ウィルス対策ソフトを導入し、当該ソフトは随時最新版の状態に保つこと。

三　対象コンピューターにはファイル交換ソフトを導入しないこと。

四　受注者は、秘密情報については記憶領域の暗号化又はパスワード設定等の適切な情報漏洩対策を講じること。

五　前各号の他、受注者は、情報セキュリティに関し、発注者が運用基準を別途定めた場合はこれに従うものとする。

(個人情報の保護)

第7条　受注者は、本契約の履行によって知り得た個人情報(以下「個人情報」という)について、法令等に従い善良な管理者の注意をもって管理し、発注者の書面による事前の承諾を得ることなく、目的以外のために利用し、又は、第三者に開示、漏洩してはならない。

(2)　受注者は、発注者から提供された個人情報を委任先又は再下請負人に開示する場合は、その委任先又は再下請負人に対し、受注者と同等の前項記載の義務を課さねばならない。

(3)　受注者は、工事が完成した場合、又は発注者から要求された場合は、個人情報が記載された書面、記録媒体及びその複製物を発注者に返還するか、発注者の指示に従い完全に廃棄するものとする。

(4)　受注者は、発注者に提供した受注者の個人情報について、発注者が必然的に公表すべき範囲内に限り利用するものであることをあらかじめ承諾する。なお、受注者は、当該個人情報の本人の同意をあらかじめ得ておかなければならない。

(5)　受注者は、再下請負人から個人情報の提供を受ける場合は、当該個人情報の本人の同意をあらかじめ得ておくことを再下請負人に義務付ける。

(特許権等)

第8条　受注者は、第三者の特許権、その他の権利の対象となっている施工方法、工事材料、機械器具(作業船を含む。以下同じ)などを施工上使用するときは、その使用に関する一切の責めを負う。ただし、発注者の指図によって使用するものについてはこの限りではない。

(2)　受注者は、契約の履行に際して知り得た施工方法など、又は発注者と共同で開発した施工方法などについて、発注者の書面による同意を得ずに使用し、又は特許権等の工業所有権を申請し、あるいは第三者をして申請させてはならない。

(安全・衛生の確保など)

第9条　受注者は、工事の施工にあたり事業者として工事従事者の災害の防止に万全を期する。

(2)　受注者は、災害防止のため、発注者の安全衛生管理の方針並びに安全衛生管理計画を遵守するとともに自ら作業基準を確立し、かつ責任体制を明確にする。

(3)　受注者は、受注者の従業員又は再下請負人の従業員が、労災事故に被災した場合は、法令及び行政指導に定められた措置をとるとともに、直ちにその事実を発注者に報告する。

(4)　受注者は受注者の従業員または、再下請負人の従業員の業務上の災害補償について労働基準法第八十七条第二項に定める使用者として補償引受の責を負う。なお、労働者災害補償保険(以下「労災保険」という。)の取扱については、注文書、注文請書において定めるものとする。ただし、発注者が加入する労災保険による場合、受注者若しくはその従業員又は再下請負人若しくはその従業員の責めによる労災保険の不正受給、故意又は重大な過失による事故などにかかわる徴収金の事業主負担分については、受注者がこれを負担する。

(事業内容の報告)

第10条　発注者又は受注者は、必要があるときは、相手方にその事業経営の内容などについて報告を求めることができる。

(意見の聴取)

第11条　発注者は、工事の施工上の工程の細部、作業方法などを定めるに当って、あらかじめ受注者の意見を聴取することができる。

(保証人)

第12条　受注者は、発注者の要求があったときは、金銭保証人若しくは工事完成保証人をたてなければならない。

(2)　前項の場合、保証人がその義務を果せないことが明らかになったときは、発注者は受注者にその変更を求めることができる。

(書面主義)

第13条　この約款の各条項に基づく協議、承諾、通知、指示、請求等は、原則として、書面により行う。

(権利義務の譲渡)

第14条　発注者又は受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承させない。ただし、相手方の書面による承諾を得た場合は、この限りではない。

(2)　発注者又は受注者は、工事目的物、工事現場に搬入した工事材料(工場製品を含む。以下同じ)又は機械器具を第三者に譲渡、貸与又は抵当権その他の担保の目的に供しない。ただし、相手方に書面による承諾を得た場合はこの限りでない。

(一括委任又は一括下請負の禁止)

第15条　受注者は、一括して工事の全部又は大部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、法令において一括下請けが禁止されていない工事で、あらかじめ元発注者及び発注者の書面による承諾を得た場合はこの限りではない。

(2)　受注者は、第(1)項ただし書きにより元発注者及び発注者の承諾を得た再下請負人等を変更しようとする場合は、改めて元発注者及び発注者の書面による承諾を得なければならない。

(関係事項の通知)

第16条　受注者は、次の各号に掲げる事項を契約締結後遅滞なく書面をもって発注者に通知する。

一　建設業の許可業種及び番号。

二　現場代理人をおくときはその氏名及び主任技術者の氏名。

第17条　受注者が工事の全部又は一部を第三者に委任し、又は請け負わせた場合は、その契約(その契約に係る工事が数次の契約によって行われるときは、数次のすべての契約を含む。)に関し、次の各号に掲げる事項を遅滞なく書面をもって発注者に通知する。

一　受任者又は請負人の氏名及び住所(法人であるときは、名称及び工事を担当する営業所の所在地)。

二　建設業の許可業種及び番号。

三　現場代理人をおくときは、その氏名及び主任技術者の氏名。

四　雇用管理責任者、安全管理者及び衛生管理者をおくときはそれらの氏名。

五　その他施工上法律でおくことを義務づけられた有資格者などの氏名。

六　工事の種類及び内容。

七　工期。

八　その他発注者が適正な施工を確保するため、必要と認めて指示する事項。

(2)　受注者は、前項各号に掲げる事項について変更があったときは、遅滞なく書面をもってその旨発注者に通知する。

(監督員)

第18条　発注者は、監督員を定めたときは、書面をもってその氏名を受注者に通知する。

(2)　監督員は、この約款に定めるもの及びこの約款に基づく発注者の権限のうち、発注者が監督員に委任したもののほか、設計図書で定める次の権限を有する。

一　契約の履行についての受注者又は受注者の現場代理人に対する指示、承諾又は協議

二　設計図書に基づく工事の施工のための詳細図等の作成及び交付又は受注者が作成したこれらの図書の承諾

三　設計図書に基づく工程の管理、立会、工事施工の状況の検査又は工事材料の試験若しくは検査

(3)　発注者は、この約款に基づく発注者の権限の一部を監督員に委任したときは、その委任した権限の内容を、二名以上の監督員に権限を分担させたときは、それぞれの監督員の有する権限の内容を、書面をもって受注者に通知する。

(4)　発注者が第一項の監督員を定めないときは、この約款に定められた監督員の権限は、発注者が行使する。

(現場代理人及び主任技術者)

第19条　現場代理人は、この契約の履行に関し、工事現場に常駐し、その運営取締りを行うほか、この約款に基づく受注者の一切の権限(請負代金額の変更、請負代金の請求及び受領、工事関係者に関する措置請求並びにこの契約の解除に係るものを除く。)を行使する。ただし、現場代理人の権限については、受注者が特別に委任し、又は制限したときは、発注者の承諾を要する。

(2)　受注者は、建設業法等の法令の定めに従って、施工技術上の管理を司る主任技術者を置かなければならない。

(3)　現場代理人と主任技術者はこれを兼ねることができる。

(工事関係者に関する措置請求)

第20条　発注者は、現場代理人、主任技術者、その他受注者が施工のために使用している再下請負人、作業員等で、施工又は管理につき著しく不適当と認められるものがあるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面をもって、必要な措置をとるよう求めることができる。

(2)　受注者は、監督員がその職務の執行につき著しく不適当と認められるときは、発注者に対して、その理由を明示した書面をもって、必要な措置をとるよう求めることができる。

(3)　発注者又は受注者は、前二項の規定による請求があったときは、その請求に係る事項について決定し、その結果を相手方に通知する。

(工事材料の品質及び検査)

第21条　工事材料につき設計図書にその品質が明示されていないものは、使用前に発注者の承諾を受ける。

(2)　受注者は、工事材料については、使用前に発注者の検査又は試験に合格したものを使用する。

(3)　前項の検査又は試験に必要な費用は、別に定める場合を除き、受注者の負担とする。

(4)　発注者は、受注者から第(2)項の検査を求められたときは、遅滞なくこれに応ずる。

(5)　受注者は、工事現場内に搬入した工事材料を発注者の承諾を受けないで工事現場外に搬出しない。

(6)　受注者は、前項の規定にかかわらず、検査の結果不合格と決定された工事材料については、遅滞なく工事現場外に搬出する。

(7)　第(2)項から第(6)項の規定は、機械器具についても準用する。

(監督員の立会い及び工事記録の整備)

第22条　受注者は、調合を要する工事材料については、発注者の立会いを受けて調合し、又は見本検査に合格したものを使用する。

(2)　受注者は水中の工事又は地下に埋設する工事、その他施工後外面から明視することのできない工事については、発注者の立会いを受けて施工する。

(3)　発注者は、受注者から前二項の立会い又は見本検査を求められたときは、遅滞なくこれに応ずる。

(4)　受注者は、設計図書において見本又は工事写真等の記録を整備すべきものと指定された工事材料の調合又は工事の施工をするときは、設計図書で定めるところによりその記録を整備し、発注者の要求があったときは遅滞なくこれを提出する。

(支給材料及び貸与品)

第23条　発注者から受注者への支給材料又は貸与品(以下、「支給材等」という)の品名、数量、品質、規格、性能、引渡し場所、引渡し時期、返還場所、返還時期は、設計図書又は見積仕様書に定めるところによる。

(2)　工程の変更により引渡し時期及び返還時期を変更する必要があると認められるときは、発注者と受注者とが協議してこれを変更する。この場合において、必要があると認められるときは、工期又は請負代金額を変更する。

(3)　発注者は、支給材料等を、受注者の立会のうえ検査して引渡す。この場合において、受注者は、その品質、規格又は性能が設計図書又は見積仕様書の定めと異なり、又は使用に適当でないと認めた時は、遅滞なく書面をもってその旨発注者に通知する。

(4)　発注者は、前項後段の規定による通知を受けた場合において、必要があると認められるときは、設計図書又は見積仕様書で定める品質、規格若しくは性能を有する他の支給材等を引渡し、又は支給材等の品質、規格等の変更を行うことができる。この場合において、必要があると認めるときは、発注者と受注者とが協議して、工期又は請負代金額を変更する。

(5)　受注者は、支給材料等を善良な管理者の注意をもって、使用及び保管し、受注者の故意又は過失によって支給材料等が滅失若しくは毀損し、又はその返還が不可能となった時は、発注者の指定した期間内に原状に復し、又は代品を納め、又はその損害を賠償する。

(6)　受注者は、支給材料等の引渡しを受けた後に第(3)項の検査により発見することが困難であった隠れた瑕疵があり、使用に適当でないと認められるときは、遅滞なくその旨発注者に通知する。この場合において第(4)項の規定を準用する。

(設計図書不適合の場合の改造義務)

第24条　受注者は、工事の施工が設計図書に適合しない場合において、発注者がその改造を請求したときは、これに従い、その費用は受注者の負担とする。ただし、発注者の責めに帰すべき理由によるときは、改造に要する費用は発注者の負担とし、必要があると認められるときは、発注者と受注者とが協議して、工期を変更する。

(2)　発注者は、受注者が前項の改造を行わないとき、又は、これを行わないことが明らかであるときは、受注者の費用負担において、自ら行うか、又は第三者にこれを行わせることができる。

(条件変更等)

第25条　受注者は、工事の施工にあたり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、直ちに書面をもってその旨発注者に通知し、その確認を求める。

一　設計図書と工事現場の状態とが一致しないこと。

二　設計図書の表示が明確でないこと(図面と仕様書が交互符号しないこと及び設計図書に誤謬又は脱漏があることを含む。)。

三　工事現場の地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件が実際と相違すること。

四　設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別の状態が生じたこと。

(2)　発注者は、前項の確認を求められたとき又は自ら前項各号に掲げる事実を発見したときは、直ちに調査を行い、受注者に対してとるべき措置を指示する。(3)　発注者は、第(1)項各号に掲げる事実が発注者と受注者との間において確認された場合において、必要があると認められるときは、工事内容、工期若しくは請負代金額を変更する。この場合において、工期又は請負代金額の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、受注者が第(1)項の通知を怠ったときは、この限りではない。

(工期の変更及び中止等)

第26条　発注者は、工事内容の変更または工事の全部もしくは一部の施工を一時中止させる必要があると認めるときは、書面をもって受注者に通知し、工事内容の変更又は工事の全部若しくは一部の施工を一時中止させることができる。この場合において、必要があると認められるときは、発注者と受注者とが協議して、工期又は請負代金額を変更する。

(受注者の請求による工期の延長)

第27条　受注者は、天候の不良など受注者の責めに帰することができない理由又はその他の正当な理由により、工期内に工事を完成することができないときは、遅滞なくその理由を明らかにした書面をもって発注者に工期の延長を求めることができる。この場合における延長日数は、発注者と受注者とが協議して定める。

(2)　前項の規定により工期を延長する場合において、必要があると認められるときは、発注者と受注者とが協議して請負代金額を変更する。

(発注者の請求による工期の短縮等)

第28条　発注者は、特別な理由により工期を短縮する必要があるときは、書面をもって受注者に通知し工期の変更を求めることができる。この場合における変更日数は、発注者と受注者とが協議して定める。

(2)　この約款の他の条項の規定により工期を延長すべき場合において、特別の理由があるときは発注者と受注者とが協議のうえ通常必要とされる工期の延長を行わないことができる。

(3)　前二項の場合において、必要があると認められるときは、発注者と受注者とが協議して請負代金額を変更する。

(賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更)

第29条　工期内に賃金又は物価の変動により請負代金額が不適当となり、これを変更する必要があると認められるときは、発注者と受注者とが協議して請負代金額を変更する。

更されたときは、発注者又は受注者は、相手方に対し、前項の協議を求めることができる。

(臨機の措置)

第30条　受注者は、災害防止等のため必要があると認められるときは、発注者に協力して臨機の措置をとる。

(2)　受注者が前項の規定により臨機の措置をとった場合において、その措置に要した費用のうち、受注者の請負代金額の範囲外と認められる部分については、発注者がこれを負担することとし、この場合における発注者の負担額は、発注者と受注者とが協議して定める。

(一般的損害)

第31条　工事目的物の引渡し前に、工事目的物又は工事材料について生じた損害その他工事の施工に関して生じた損害(この契約において別に定める損害を除く。)は、受注者の負担とする。ただし、その損害のうち発注者の責めに帰すべき理由により生じたものについては、発注者がこれを負担する。

(第三者に及ぼした損害)

第32条　受注者は、工事の施工に関して第三者(関連工事の請負人等を含む。以下本条において同じ。)に損害を及ぼしたときは、受注者がその損害を負担する。ただし、その損害のうち発注者の責めに帰すべき理由により生じたもの及び工事の施工に伴い通常避けることができない事象により生じたものについては、この限りでない。

(2)　前項の場合、その他工事の施工について第三者との間に紛争が生じた場合においては、発注者と受注者とが協力してその処理解決に当たる。

(天災その他不可抗力による損害)

第33条　天災その他不可抗力によって、工事の出来形部分、現場の工事仮設物、現場搬入済の工事材料又は機械器具に損害を生じたときは、受注者は、事実発生後速やかにその状況を発注者に通知する。

(2)　前項の損害は発注者が確認したものに限り、発注者がこれを負担する。ただし、受注者が、善良な管理者の注意を怠ったことに基づく損害を除く。

(3)　損害額は、次の各号に定めるところにより、発注者と受注者とが、協議して定める。

一　工事の出来形部分に関する損害

損害を受けた出来形部分に相応する請負代金額とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。

二　工事材料に関する損害

損害を受けた工事材料に相応する請負代金額とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。

三　工事仮設物又は機械器具に関する損害

損害を受けた工事仮設物又は機械器具について、この工事で償却することとしている償却費の額から損害を受けた時点における出来形部分に相応する償却費の額を差し引いた額とする。ただし、修繕によりその機能を回復することができ、かつ、修繕費の額が上記の額より少額であるものについては、その修繕費の額とする。

(4)　第(1)項及び第(2)項の規定により、発注者が損害を負担する場合において、保険その他損害をてん補するものがあるときは、その額を損害額から控除する。

(5)　天災その他不可抗力によって生じた損害の片付けに要する費用は、発注者がこれを負担する。この場合における発注者の費用は、発注者と受注者とが協議して定める。

(完成検査及び引渡し)

第34条　受注者は、工事を完成したときは、その旨書面をもって発注者に通知するものとし、発注者は、受注者の立会いのもと遅滞なく完成確認の検査を行う。

(2)　発注者は、前項の検査によって工事の完成を確認した後、受注者が引き渡しを申し出たときは、直ちに工事目的物の引渡しを受ける。

(3)　発注者は、受注者が前項の申出をおこなわないときは、請負代金の支払いの完了と同時に工事目的物の引渡しを求めることができる。この場合において、受注者は、直ちにその引渡しをする。

(4)　第(1)項の検査に合格しないときは、受注者は、遅滞なくこれを補修して再度発注者の検査を受ける。この場合においては、修補の完了を工事の完成とみなして前三項の規定を適用する。

(5)　受注者が第(2)項の引渡しを申し出たにもかかわらず正当な理由なく発注者が受けないときは、受注者は、引渡しまでに要する費用を発注者に請求することができる。

(完成前使用)

第35条　発注者は、工事の完成前においても工事目的物の全部又は一部を使用することができる。ただし、受注者は、必要があるときは、発注者の同意を得て、その使用中止を求めることができる。

(2)　前項の場合において、発注者は、善良な管理者の注意をもってこれを使用するものとし、その使用によって受注者に損害を及ぼしたときは、これを補償する。

(部分引渡し)

第36条　発注者は、工事目的物の一部について設計図書の定めにより、又は発注者と受注者双方の合意により引き渡しを受ける場合は、第34条に準じて検査を行い、その引渡しを受けることができる。この場合、その部分の請負代金相当額の支払いについては、第40条(完成時の支払い)の規定を準用する。

(請負代金の支払方法及び時期)

第37条　請負代金の支払方法及び時期は注文書、注文請書に定めるところによる。

(2)　発注者又は受注者は、やむを得ない場合には、注文書、注文請書の定めにかかわらず、相手方の同意を得て請負代金の支払いの時期又は支払方法を変更することができる。

(3)　前項の場合において発注者又は受注者は、相手方が被った損害がある場合は、その負担について協議して定める。

(前金払)

第38条　受注者は、注文書、注文請書に定めるところにより、発注者に対して、前払金を請求することができる。この場合、発注者は、受注者に対して相当の担保の提供を求めることができる。

(2)　受注者は、受領した前払金を当該工事の施工に直接必要な費用以外には使用してはならない。

(部分払)

第39条　受注者は、出来形部分並びに工事現場に搬入した工事材料に相応する請負代金相当額について、注文書、注文請書に定めるところにより部分払を請求することができる。

(2)　受注者は、部分払いを請求しようとするときは、発注者に対してあらかじめ、その請求に係る工事の出来高部分、工事現場に搬入した工事材料の確認を求めることとし、発注者は、その確認を行いその結果を受注者に通知する。

(3)　発注者は、第(1)項の規定に基づき受注者より請求をうけたときは、注文書、注文請書に定めるところにより部分払を行う。

(4)　受注者が前払金の支払いを受けている場合においては、第(1)項の請求額は次の式によって算出する。

請求額＝第(1)項による金額×
請負代金額－受領済前払金額
請負代金額

(5)　第(3)項の規定により部分払金の支払いがあった後、再度部分払の請求をする場合においては、第(1)項及び前項による請求額は、既に部分払の対象となった額を控除した額とする。

(完成時の支払い)

第40条　受注者は、工事が第34条(完成検査及び引渡し)の検査に合格したときは、請負代金全額の支払いを請求することができる。ただし、引渡しを要する工事にあっては引渡しの時とする。

(2)　発注者は、前項の定めによる請求を受けたときは、注文書、注文請書に定めるところにより請負代金の支払を完了する。

(賃金などの立替払)

第41条　受注者が賃金、再下請負工事代金、材料代金等の支払いを遅滞し、勧告されてもなお支払わないときは、発注者は、受注者の従業員、再下請負人、材料納入業者などからの書面による申出により、これを立替払いすることができる。ただし、原則として事前に受注者から事情を聴取する。

(2)　受注者の再下請負人が、賃金、再下請負工事代金、材料代金等の支払を遅滞したときは、受注者は、再下請負人に代わって直ちにこれを支払う等適切な措置を講ずる。受注者が適切な措置を講じないときは、発注者は、受注者に代わってこれを立替払いすることができる。

(3)　発注者は、前二項の規定によって、立て替え払いをしたときは、受注者に対する立替金として処理することができる。

(受注者の中止権)

第42条　次の各号のいずれかにあたるときは、受注者は工事を中止することができる。

一　発注者が、前払金又は部分払を遅延し、受注者が相当の期間を定めて催告してもなお支払わないとき。

二　天災その他不可抗力により、工事目的物に損害を生じ、あるいは工事現場の状態が変動したため施工できないと認められるとき。

(2)　発注者は、前項の場合において、受注者がその工事の続行に備え、工事現場を維持し又は作業員、機械器具等を保持するために支出した費用及びその他施工の中止に伴う損害を被った場合はこれを補償するものとし、補償額は、発注者と受注者とが協議して定める。

(瑕疵担保)

第43条　工事目的物に瑕疵があるときは、発注者は、受注者に対して相当の期間を定めてその瑕疵の修補(工事目的物の範囲に限る)を請求し、又は修補に代え若しくは修補とともに損害の賠償を請求することができる。

(2)　前項の規定による瑕疵の修補又は損害賠償を請求することができる期間は、発注者が工事目的物を元発注者に引き渡した日から民法の定める期間とする。ただし、この契約に対応する元請負契約において、民法の定めより短い期間を定めている場合は、当該期間とする。

(3)　工事目的物が第(1)項の瑕疵により滅失又は毀損したときは、発注者は、第(2)項に定める期間内で、かつ、その滅失又は毀損を知った日から1年以内に限り、第(1)項の権利を行使することができる。

(4)　第(1)項の規定は、工事目的物の瑕疵が支給材等の性質又は発注者の指示等により生じたものであるときは、これを適用しない。ただし、受注者が支給材等の性質又は発注者の指示等が不適当であることを知りながら、発注者に申し出なかったときは、この限りでない。

(5)　受注者は、工事目的物の瑕疵に関する責任の履行に関して保険保険契約等を締結した場合は、その保険契約証券の写し等を発注者に提出しなければならない。

(履行遅滞の場合における損害金)

第44条　受注者の責めに帰すべき理由により工期内に工事を完成することができない場合において、工期経過後相当の期間内に完成する見込みのあるときは、発注者は、受注者から損害金を徴収のうえ工期を延長することができる。

(2)　前項の損害金の額は、請負代金額から出来形部分に相応する請負代金相当額を控除した額につき、遅滞日数に応じ、年14.6パーセントの割合で計算した額とする。

(3)　第(1)項の場合において、発注者は、元発注者又は、他の関係者から損害金を求められたときは、受注者に対して前項の損害金のほか、その額を請求できる。

(4)　発注者の責めに帰すべき理由により、第38条(前払金)、第39条(部分払)、第40条(完成時の支払い)の規定による請負代金の支払いが遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ年14.6パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払いを発注者に請求することができる。

(発注者の解除権1)

第45条　発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、何らの通告催告を要することなく契約を解除することができる。

一　施工技術、労務管理(賃金、再下請負代金その他の支払い遅延を含む)、安全衛生管理などが不良なため、発注者に対して迷惑を及ぼしたとき、又はその恐れがあるとき。

二　差押、仮差押、若しくは仮処分を受け、又は競売の申立若しくは破産、民事再生手続開始、会社更生手続開始などの申立があったとき、又は清算に入ったとき。

三　手形交換所の不渡り報告に掲載され、又は取引停止処分があったとき。

四　支払いを停止したとき。

五　住所変更の届出を怠るなどその責に帰すべき事由により、受注者又は受注者の代表者の所在が不明になったとき。

六　本件工事の施工を継続することが困難と認められるとき。

七　正当な理由がないのに、工事に着手すべき時期を過ぎても、工事に着手しないとき。

八　その責に帰すべき理由により工期内又は工期経過後相当期間内に工事を完成する見込がないと明らかに認められるとき。

九　前記各号に掲げる場合のほか、この契約に違反し、その違反によりこの契約の目的を達することができないと認められるとき。

十　第49条(受注者の解除権)第(1)項の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。

(2)　発注者は、前項の規定によりこの契約を解除したときは、工事の出来形部分及び部分払の対象となった工事材料の引渡しを受ける。ただし、その出来形部分が設計図書に適合しない場合は、その引渡しを受けないことができる。

(3)　発注者は、前項の引渡しを受けたときは、その引渡しを受けた出来形部分及び工事材料に相応する請負代金相当額を受注者に支払う。

(4)　前項の場合において、前払金があったときは、その前払金の額(第39条(部分払)の規定による部分払をしているときは、その部分払において償却した前払金の額を控除した額)を前項の出来形部分及び工事材料に相応する請負代金相当額から控除する。この場合において、受領済みの前払金額になお余剰があるときは、受注者は、その余剰額に前払金の支払の日から返還の日までの日数に応じ、年14.6パーセントの割合で計算した額の利息を付して発注者に返還する。

(5)　発注者は、第(1)項の規定によりこの契約を解除した場合において、受注者に対してその解除により生じた損害の賠償を求めることができる。この場合における賠償額は、発注者と受注者とが協議して定める。

(発注者の解除権2)

第46条　発注者は、工事が完成しない間は、前条第(1)項に規定する場合のほか必要があるときは、この契約を解除することができる。

(2)　前条第(2)項から第(4)項までの規定は、前項の規定によりこの契約を解除した場合に準用する。ただし、同条第(4)項の規定のうち利息に関する部分は、準用しない。

(3)　発注者は、第(1)項の規定によりこの契約を解除した場合において、これにより受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償する。この場合における賠償額は、発注者と受注者とが協議して定める。

(反社会的勢力の排除)

第47条　発注者は、受注者又は再下請負人及びその代表者、責任者、実質的に経営権を有する者が次の各号に該当する場合、何ら催告せずに、本契約を解除することができる。

一　暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、総会屋その他の反社会的勢力(以下まとめて「反社会勢力」という)に属すると認められるとき。

二　反社会勢力が経営に実質的に関与していると認められるとき。

三　反社会勢力を利用していると認められたとき。

四　反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められるとき。

五　反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

六　自ら又は第三者を利用して、発注者又は受注者の関係者に対し、詐術、暴力的行為又は脅迫的言辞を用いたとき。

(2)　受注者は、受注者又は再下請負人が反社会的勢力による不当要求又は工事妨害(以下「不当介入」という)を受けた場合には、断固としてこれを拒否し、又は再下請負人をして断固としてこれを拒否させるとともに、不当介入があった時点で、速やかに発注者にこれを報告し、発注者の捜査機関への通報及び元発注者への報告に必要な協力を行うものとする。

(3)　受注者が正当な理由なく前項に違反した場合、発注者は何ら催告をせずに、契約を解除することができる。

(4)　第(1)項及び第(3)項により、発注者が契約を解除した場合に、受注者に損害が生じても発注者は何らこれを賠償しないし補償することを要しない。かかる解除により発注者に損害が生じたときは、受注者は、その損害を賠償するものとし、賠償額は発注者と受注者とが協議して定める。

(5)　受注者又は再下請負人は、反社会的勢力のいずれでもなく、また、反社会的勢力が経営に実質的に関与している法人等ではないことを表明し、かつ将来に渡っても該当しないことを確約する。

(受注者らの支払い遅延に伴う措置)

第48条　受注者又は再下請負人が賃金、再下請負工事代金その他の支払いを遅延したとき、あるいはその恐れがあるときは、発注者は、受注者に対する請負代金等の支払いを留保することができる。

(2)　発注者は、受注者の作業員、再下請負人及び取引先などから受注者の負担する債務につき発注者に支払い請求があった時は、第41条(賃金等の立替払)第(1)項の手続きによらずに、受注者又は、再下請負人に代わって発注者が、受注者に支払うべき請負代金等の中から当該支払いを行うことができる。この場合、発注者の支払いと同時に発注者の受注者に対する同額の請負代金等の債務が消滅し、受注者は、発注者に対し異議申し立ては、一切しない。

(受注者の解除権)

第49条　受注者は、次の各号のいずれかに該当する理由のあるときは、この契約を解除することができる。

一　第26条(工期の変更及び中止等)の規定により工事内容を変更したため請負代金額が6/10以上減少したとき。

二　第42条(受注者の中止権)第(1)項の規定による工事の施工の中止期間が工期の1/2(工期の1/2が6か月を超えるときは6か月)を超えたとき。ただし、中止が工事の一部の場合は、その一部を除いた他の部分の工事が完了した後、工期の1/4(工期の1/4が3か月を超えるときは3か月)を経過しても、なおその中止が解除されないとき。

三　発注者がこの契約に違反し、その違反によって工事を完成することが困難となったとき。

四　発注者が請負代金の支払い能力を欠くと認められるとき。

(2)　第45条(発注者の解除権1)第(2)項から第(4)項までの規定は、前項の規定によりこの契約が解除された場合に準用する。ただし、第45条第(4)項の規定のうち利息に関する部分は、準用しない。

(3)　受注者は、第(1)項の規定により、この契約を解除した場合において、これにより損害を受けたときは、その損害の賠償を発注者に対して請求することができる。この場合における賠償額は、発注者と受注者とが協議して定める。

(解除に伴う措置)

第50条　契約を解除したときは、発注者と受注者とが協議して、当事者に属する物件について期間を定めてその引取り、後片付けなどの処置を行う。

(2)　前項の処置が遅れているとき、催告しても、正当な理由なくなお行われないときは、相手方は、代ってこれを行い、その費用を請求することができる。

(相殺)

第51条　発注者は、受注者に対して立替金等の債権を有する場合は、受注者に通知の上、発注者の受注者に対する工事代支払債務と対当額でこれを相殺する。ただし、受注者が破産、民事再生、会社更生等の手続きの申し立てをした場合、あるいは著しい信用不安を招いたと発注者が判断した場合、発注者は、受注者に何ら通知することなく発注者の受注者に対する債権債務を相殺する。

(紛争の解決)

第52条　この約款の各条項において発注者と受注者とが協議して定めるものにつき協議が整わない場合、その他契約に関して発注者と受注者との間に紛争が生じた場合には、発注者又は受注者は、当事者の双方の合意により選定した第三者又は建設業法による建設工事紛争審査会(以下「審査会」という)の斡旋又は調停により解決を図る。

(2)　発注者及び受注者は、その一方又は、双方が前条の斡旋又は調停により紛争を解決する見込みがないと認めたときは、前条の規定にかかわらず、審査会の仲裁に付し、その仲裁判断に服する。

(情報通信の技術を利用する方法)

第53条　この約款において書面により行わなければならないこととされている協議、承諾、通知、指示、請求、要求及び申出は、建設業法その他の法令に違反していない限りにおいて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法を用いて行うことができる。ただし、当該方法は書面の交付に準ずるものでなければならない。

(補則)

第54条　契約書ならびにこの約款の疑義及びこれらに定めのない事項については、必要に応じ発注者と受注者とが協議して定める。

— 信幸建設株式会社 —